

シニア向け 情報

はるちゃんイキイキ大作戦

Happy茶ロ(筋肉づくり)

「歩くのが遅くなった」「ペットボトルの蓋が開けにくくなった」なんて感じたことはありませんか。

茶ロ(ン)で楽しく筋力アップしましょう。

とき 8月14日(水)午後2時～3時

ところ 多世代交流センター

会議室

対象 65歳以上の方

内容 日常生活の中で「楽しく」できる運動を行います。

講師 機能訓練指導員(柔道整復師)

参加費 無料(予約不要)

持ち物 タオル、飲み物、運動できる服装

はじめての元気あつぷ教室

みんなで楽しく身体を動かし、生活の質をアップさせましょう。

とき 9月5・19日、10月3・17・31日、11月14・28日、12月12日(全8回・全木曜)

午前9時30分～11時

ところ 多世代交流センター

多目的室

対象 65歳以上の方(要支援認定を受けている方または低体力者の方)

内容 骨折・転倒しない体づくりを目指した、講話と軽体操を行います。

講師 愛知医療学院大学 理学療法

法学・作業療法学教員

定員 20名

参加費 無料

持ち物 タオル、飲み物、筆記用具、運動できる服装

申込期間 8月1日(木)～16日(金)
※定員になり次第締め切り。

ここまでの申込・問合せ先

役場 長寿支援課

内線146・187

通いの場の案内

町では、地域の皆さんが気軽に集い、ふれあいを通して「生きがいづくり」「仲間づくり」の輪を広げ、地域の介護予防の拠点となる「通いの場」の充実に努めています。

地域の方ならどなたでも参加可能です。ぜひご参加ください。

①ハツ屋にGO！

「ハツ屋にGO」とは

アクティブ音楽回想法を用いたリーダー育成講座修了生が立ち上げたグループです。

健康寿命と認知機能の向上や仲間づくり・居場所づくりを行い、地域の方々の元気を応援します。

とき 8月29日(木)午前10時～11時30分

ところ ハツ屋防災コミュニティセンター 第1多目的ホール

内容

・歌、楽器の演奏

・スマイル体操

・健康卓球

参加費 無料(予約不要)

問合せ先 役場 長寿支援課

内線146

②「LIFE DAY」

午後の空いた時間、昔話に花を咲かせ、頭や身体を動かして、リフレッシュしませんか。

参加した方にはスタンプカードをプレゼントします。スタンプを集めると素敵な贈り物があります。

なお、会場では感染症対策を実施しています。

とき 8月10日(土)午後2時～3時

ところ 愛の家グループホーム

大治北間島

参加費 無料(予約不要)

問合せ先 愛の家グループホーム

大治北間島 ☎(526)3620

シルバー人材センター からのお知らせ

●剪定作業会員・カート整理等の作業会員募集

庭木の剪定作業・スーパーのカート整理等の作業ができる60歳以上の方をそれぞれ募集しています。

●女性会員募集

各施設の清掃作業ができる60歳以上の方を募集しています。

●お仕事説明会

とき 8月14・28日(水)午前10時から1時間程度

ところ 総合福祉センター内

高齢者生きがい活動センター2階会議室

対象 健康で働く意欲のある60歳以上で町内在住の方

申込・問合せ先 シルバー人材センター ☎(443)1680

介護保険負担限度額認定 申請を受け付けています

低所得者の方の施設利用(施設サービスや短期入所サービス)が困難とならないように、申請により、食費・居住費(滞在

費)の一定額以上は保険給付されます。

対象

- ・住民税非課税世帯かつ別世帯に配偶者がいる場合には、配偶者も住民税非課税の方。
- ・預貯金等の残高が一定額以下の方。本人の収入状況(年金収入+その他の合計所得金額の合計。以下「年金収入等」という)および単身または夫婦によつて上限が変わります。

第1段階(老齢福祉年金受給者など)

単身1000万円、

夫婦2000万円以内の方

第2段階(年金収入等80万円以下)

単身650万円、

夫婦1650万円以内の方

第3段階①(年金収入等が80万円超120万円以下)

単身550万円、

夫婦1550万円以内の方

第3段階②(年金収入等が120万円超)

単身500万円、

夫婦1500万円以内の方

(預貯金等とは、預貯金、信託、有価証券、現金など)

※負債がある場合は預貯金等の額から差し引きします。

不正行為への加算金

預貯金等の申請で不正を行った場合、給付した額の返還に加えて、最大で給付額の2倍の加算金を支払うことになります。

申請に必要なもの

- 1 介護保険負担限度額認定申請書
- 2 同意書
- 3 代理申請の場合は、委任状
- 4 介護保険被保険者証
- 5 個人番号カードまたは通知カード
- 6 申請者の本人確認書類(顔写真付でないものであれば2点)
- 7 預貯金通帳等

①②③については、町ホームページからダウンロードできます。



申請書等は
こちら



制度の詳細
はこちら

問合せ先 役場 長寿支援課

内線115・158

金婚夫婦をお祝いします

結婚生活50年の金婚夫婦の方をお祝いします。

●金婚夫婦に該当する方

令和6年9月15日現在、本町に

住所がある方で、婚姻生活が50年になったご夫婦(昭和48年9月16日から昭和49年9月15日まで結婚した方)

申込期間 8月1日(木)～30日(金)

※土日・祝日を除く

申込方法

次のものを役場住民課へ持参してください。

- ・お二人で写っている写真(仲良く前を向いて写っているもの)※広報に掲載します。
- ・戸籍謄本

(本町に本籍がない方のみ)

その他 要件を満たしていて、今までに申し出ていないご夫婦も今年お祝いをしますので、申し出てください。

過去に金婚夫婦としてお祝いを受けられた方は除きます。

問合せ先 役場 住民課

内線173

